

「平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案」について

平成26年2月
内閣府

I 激甚災害制度について

激甚災害制度とは、「激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げなど、特別の財政助成措置が講じられることとなる。

II 経緯

本災害については、激甚災害法第2条第1項及び第2項の規定に基づき、平成15年3月、「平成12年から平成14年までの間の三宅村の火山現象による災害」を局地激甚災害に指定した。その後、平成15年以降においても災害が継続したため、平成16年3月以降10度にわたり、災害期間を1年ずつ延長してきた。

III 政令案の概要

今回の政令案は、平成25年においても、多量の火山ガスの放出が継続し、災害が継続中であることから、災害期間を更に1年間延長して「平成25年まで」とするものである。

IV スケジュール

公 布 ・ 施 行 3月下旬（予定）